



各位

平成 25 年 6 月 28 日

会 社 名 上村工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 上村寛也
(コード番号 4966 大証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 片山恵嗣
T E L (06) 6202-8518

移転価格税制に基づく更正通知書の受領について

当社は、本日、大阪国税局より、平成 19 年 3 月期から平成 24 年 3 月期までの 6 年間の当社と海外子会社との間の取引において、当社の利益が低く配分されているという当局の判断により、移転価格税制に基づく更正処分のお知らせを受領したことをお知らせいたします。

今回更正された所得金額は 27 億円となります。当社としましては、海外子会社との間の取引に関しましては第三者との取引条件を基準にした適正な対価で行うことにより、移転価格税制を遵守し、適正な申告、納税を行ってきたと認識しております。当社は、今回の更正処分を不服と考えており、不服申し立てをおこなう予定です。

結果として、更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であり、当社としましては議論の場を変えて、当局に対して引続き当社の考えをご理解頂けるよう努めてまいります。

なお、上記更正決定の当社決算への影響につきましては現在精査中であり、平成 26 年 3 月期第 1 四半期決算において会計処理をおこなう予定です。

以 上